

(案)

資料 2

平成 年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学

理事長 郡 健 二 郎 様

名古屋市長 河 村 た か し

公立大学法人名古屋市立大学に対する第二期中期目標期間終了時における措置について

公立大学法人名古屋市立大学（以下、「大学法人」という。）の第二期中期目標の期間が平成 30 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 31 条第 1 項の規定による同法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行った結果については、引き続き当該業務を継続する必要があるものと認めるとともに、第三期中期目標（平成 29 年 12 月 14 日指示）に反映したところです。

大学法人においては、第三期中期目標の着実な達成に努めるよう要請します。

名古屋市総務局企画部大学政策室
担 当 塩谷
電 話 972-2193
FAX 972-4418